

保険局医療課での薬系技官の業務は大きく分けて、①診療報酬・調剤報酬改定、②薬価の算定であり、医薬品等に対する専門性を活かし、医療保険行政の企画立案を担っています。

私が担当する調剤報酬は薬局の薬剤師の業務の評価であり、これまで、か

かりつけ薬剤師・薬局の普及を推進するための改定を進めてきました。具体的には、多剤・重複投薬への取組や調剤後のフォローアップなどの対人業務の評価の拡充を行っています。

薬剤師による取組を適切に評価することにより、患者に適切な薬物療法が

提供されるよう、関係者等の意見を聞いて現場にある課題をイメージしながら業務に取り組んでいます。



内容に関する  
参考ホームページ  
QRコード



保険局  
医療課 主査

山地 賢一

YAMAJI Kenichi

保険局 医療課

## 医療保険制度で 医薬品開発や医療政策を後押し

日本では、全ての国民がいずれかの公的医療保険制度に加えることにより、いつでも安心して適正な医療を受けることができる皆保険制度がとられており、このことが国民の健康保持と国民生活の安定に大きな役割を果たしています。その中で、保険局医療課では、医療保険制度の下、医療機関や薬局が提供するサービスの対価として受け取る報酬（診療報酬、調剤報酬）や医薬品の価格（薬価）を定めています。